

山梨県公報

号外第四十五号

平成三十年

十月十六日

火曜日

目次

- 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………七

規則

山梨県規則第二十六号

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成二十八年山梨県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第四項中「第七項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第八項」を「第十項」に改め、同条に次の四項を加える。

6 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 条例別表第一の六の項に規定する高等学校等就学支援金に相当する額(次号及び次条第五項において「私立高等学校等学び直し支援金」という。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格を有する者について行う収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

7 条例別表第一の七の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 条例別表第一の七の項に規定する高等学校等就学支援金に相当する額(次号及び次条第六項において「公立高等学校等学び直し支援金」という。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 公立高等学校等学び直し支援金の受給資格を有する者について行う収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

8 条例別表第一の八の項の規則で定める事務は、同項に規定する給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

9 条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、同項に規定する給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第三条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第八項中「別表第二の八の項」を「別表第二の十の項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「別表第二の七の項」を「別表第二の九の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「別表第二の六の項」を「別表第二の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「別表第二の五の項」を「別表第二の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

6 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、前条第五項に規定する事務とする。

3 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、前条第六項に規定する事務とする。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十七号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二号様式による申請書に第三号様式による図面」を「申請書（第二号様式）に図面及び承諾書（第三号様式）」に改める。

第六条第二項中「、「認定申請理由書」を「認定申請理由書」と、「その他」とあるのは「、承諾書（第五号様式）の二。法第四十三条第二項第一号の規定による認定の申請をしようとする場合（当該認定に係る道が施行規則第十条の三第一項第一号に掲げる基準に適合する場合を除く。）に限る。」その他」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）


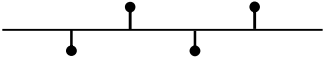
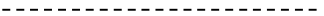




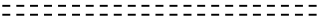




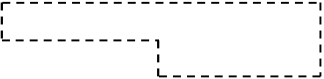
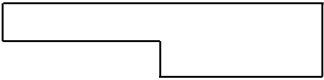



※告示年月日	
※告示番号	

申請者の住所氏名					印		
承 諾 書	この図面のとおり道路の位置の指定（変更・廃止）を承諾します。						
	権利者						
	権	利	住	所	氏	名	印
	管理者						
			住	所	氏	名	印
承諾を得られない場合はその理由							
図面作成者の住所氏名					印		

注

- ※印欄は、記入しないこと。
- 承諾書の権利欄は、土地所有権、借地権その他のその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して有する権利をそれぞれ記入すること。
- 図面中に地名地番、権利及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 申請の道路の幅員及び長さの単位は、メートル（小数点以下2位まで）とすること。
- 付近見取図及び地籍図との方位を一致させること。

凡例

方	位	
地 番 号	界	
町 村	界	
区 郡	界	
敷 地	線	
都 市 計 画 路 線		
既 存 道 路		
予定する道路の位置		
指定された道路の位置		
廃止された道路の位置		
申請する道路の位置		
標 識 の 位 置		
予 定 建 築 物 (用途を記入のこと。)		
既 存 建 築 物 (用途を記入のこと。)		
下	水	
	堀	
生	け 垣	

第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2 (第6条関係)

申請者の住所氏名		印		
承	申請者その他の関係者が認定に係る道を将来にわたって通行することを承諾 します。			
	権利者			
諾	権 利	住 所	氏 名	印
書	管理者			
	住 所	氏 名	印	
承 諾 を 得 ら れ な い 場 合 は そ の 理 由				

注 承諾書の権利欄は、土地所有権、借地権その他のその土地に関して有する権利をそれぞれ記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第二十八号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四百十号の二の次に次の一号を加える。

四百十の三 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料

別表第四百三十五号中「仮設建築物の建築許可申請手数料」を「仮設興行場等の建築許可申請手数料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四百三十五の二 一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料

附 則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番